

一般社団法人しろいし町観光協会ホームページ制作等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和6年12月に開業を予定する一般社団法人しろいし町観光協会（以下「観光協会」という。）のホームページ制作業務（以下「本業務」という。）は、白石町（以下「本町」という。）が有する多様な魅力を効果的に発信し、本町のイメージ向上、及び誘客促進、消費促進により本町の活性化を目的とする観光協会のホームページ制作を行う。

この実施要領は、本業務を委託するに当たり、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績、企画力を有する事業者から、公募型プロポーザル方式により最適な事業者を受託候補者として選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

（1）業務名

一般社団法人しろいし町観光協会ホームページ制作等業務委託

※ 業務内に、今年度中にかかる保守管理等も含む。

（2）業務内容

別添仕様書のとおり

（3）履行期間

契約締結の日から令和7年3月24日（月）までとする。

ただし、観光協会の開業に合わせホームページを順次公開し、履行期間内の完了を目指すこと。

※ 別記 スケジュール案のとおり

（4）委託上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

※ 今年度中にかかる保守管理等費用も含む。

3 委託業者選定方法

企画提案書等の審査により契約締結交渉者を選定する公募型プロポーザル方式

4 公募型プロポーザルへの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加資格として以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 参加意思表明書の提出時において、本町の競争入札参加資格者（指名願い 物品役務）の認定を受けていること。
- (2) 参加意思表明書の提出時において、佐賀県及び本町の指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定にいずれも該当していないこと。
- (4) 会社更生法第 17 条に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法第 21 条第 1 項に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法第 18 条第 1 項若しくは第 19 条に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 佐賀県、福岡県及び長崎県内に本社（本店）又は支社（支店）、営業所を有し、緊密な連絡体制を整えていること。
- (9) 同種業務又は類似業務の実績を有していること。

5 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは下記のとおりとする。

内容	期日
公募開始	令和 6 年 9 月 17 日（火）
質疑書の提出締切	令和 6 年 9 月 26 日（木） 13 時必着
質疑への回答	令和 6 年 10 月 1 日（火） 15 時まで
参加意思表明の提出締切	令和 6 年 10 月 4 日（金） 16 時必着
企画提案書の提出締切	令和 6 年 10 月 16 日（水） 17 時必着
プレゼンテーション実施	令和 6 年 10 月 21 日（月）
選定結果通知	令和 6 年 10 月 22 日（火） 予定

※ スケジュールはあくまでも予定であり、変更する場合もある。変更する場合には、白石町ホームページ又は参加者へ連絡する。

6 質疑書の提出方法等

本業務に伴う実施要領及び仕様書、企画提案書の提出に係る質疑は質疑書（様式第 1 号）を提

出すこと。

(1) 提出期限

令和6年9月26日（木） 13時必着

(2) 提出方法

下記の宛先に提出すること。

宛先：syoukoukankou@town.shiroishi.lg.jp

※ 件名に「観光協会ホームページ制作等業務委託プロポーザルに係る質疑書」等、判りやすく表記すること。

(3) 提出された質問に対する回答は、提出者に直接回答すると共に、令和6年10月1日（火）15時までに本町ホームページ内「しろいし町観光協会ホームページ制作等業務に係る公募型プロポーザル実施について」に公開回答する。ただし、質問又は回答が競争上の地位その他利益を害する恐れがあるものについては、質問者にのみ回答する。

なお、質問は提出書類の作成等に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けない。

7 参加申込

(1) 参加意思表明の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、公募型プロポーザル実施要領に基づき、参加意思表明書及びに以下の資料を提出することで参加申込とする。

- ① 参加意思表明書（様式第2号、1部）
- ② 誓約書（様式第3号、1部）
- ③ 本町の競争入札参加資格を有していることが判る資料（写しで可）
- ④ 同種業務又は類似業務の受託実績書（様式第4号、1部）

(2) 提出期限

令和6年10月4日（金）16時必着

(3) 提出方法

郵送又は持参すること。

※ 郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留など到着が確認できる方法に限る。

(4) 提出先

15 事務局に同じ

(5) 留意事項

- ① 提出された資料を審査し、当該審査の完了後、参加資格を満たさないと判断された事業

者に対しては、その旨を通知する。

審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

- ② 参加意思表明書の提出後に参加を取り下げたい場合は、参加取下げ願（任意様式）を提出すること。

参加取下げの場合において、以後における不利益な扱いはしない。

8 企画提案

(1) 企画提案書等の提出

企画提案に際しては仕様書に基づき、企画提案書及びに以下の資料を提出すること。

① 提出書類

- ・ 企画提案書（A4版、任意様式、10部）
- ・ 業務スケジュール（任意様式、10部）
- ・ 見積書（任意様式、原本各1部、複写各10部）

見積書については、「しろいし町観光協会ホームページ制作業務」「しろいし町観光協会ホームページ運用・保守業務」と併せて仕様書第7項に示す「1年当たりの運用・保守にかかる費用」を可能な限り明確にして提出すること。

② 留意事項

- ・ 企画提案書については、分かり易く、簡潔にまとめ、ページ数が多くなりすぎないよう工夫すること。
- ・ 企画提案内容については、より具体的な提案を求めるが、準備期間も短いことから自社の過去実績業務に限り、説明資料や参考資料として含めてもよい。
- ・ 表紙には「業務名」「作成年月日」「作成者」を記し、各ページにページ番号を記すこと。
- ・ 内容については、専門用語をなるべく避け、必要な場合は注釈を設けるなど審査員が理解しやすいよう配慮すること。
- ・ 観光協会設立時（12月1日予定）に、想定する公開内容について、企画提案書又は業務スケジュールに記載すること。

(2) 提出期限

令和6年10月16日（水）17時必着

(3) 提出方法

6(3)提出方法に同じ

(4) 提出先

15 事務局に同じ

9 審査

(1) 審査概要

① 事前審査

提出された企画提案書については、事前に事務局にて内容を確認します。場合によっては、提案者に対し、問い合わせ、ヒアリング等を行うことがあります。

提示された見積金額が2（4）委託上限額を超えている企画提案は不採択とする。

② プrezentationによる企画提案審査

事務局にて審査会を開催し、審査委員に向けて提出した企画提案書等に関するプレゼンテーションを行い、別に定める採点基準により審査を行う。

※ プrezentationによる企画提案審査については、数社程度とし、応募者多数の場合は、事前審査の段階で書類審査を行い、審査基準を基に数社程度に絞り込む。なお、書類審査を実施する場合には、参加者全員に電子メールにて通知する。

ア プrezentation実施

日 時：令和6年10月21日（月）時間については、参加者へ改めて通知する。

場 所：白石町役場内 3階 会議室

内 容：1事業者につき30分を設け、プレゼンテーション20分以内とし、残りの時間は質疑応答とする。

出席者：会場に入室できる出席者は1事業者につき、業務に直接関係する制作責任者や担当者などの3名以内とする。

資 料：原則として、事前に提出された企画提案書以外の資料を用いた説明は不可とする。ただし、事前に提出された企画提案の内容をより分かり易くするもの等は使用できることとする。

※ 審査員及び事務局職員への企画提案資料は事前に配布するため、当日の準備は不要とする。

設 備：大型画面モニター、HDMIケーブル、電源については事務局で準備する。PC及び他の備品については、各自で準備すること。

イ 審査項目

（ア）別紙審査基準表のとおり

（イ）不採択基準

各審査員の評価合計点数を総合計し、算出された平均点数が50点未満の企画提案については、不採択とし、交渉権も与えない。

ウ 審査方法

- (ア) 本業務委託プロポーザルに係る審査員を選定し、各審査員が提案内容についてそれぞれ審査基準による採点評価を行う。
- (イ) 各審査員の評価合計点数を総合計し、平均点数が高い者を上位として競う方法により行う。

(2) 留意事項

- ・ 本業務委託プロポーザルへの参加者が1者の場合においても、審査を行い、審査会で適切な事業者と認められれば、優先交渉権者とする。

10 交渉権

(1) 優先交渉権者の選定

審査会を通して、各審査員の評価合計点数による平均点が最も高い事業者を優先交渉権者とする。

※ 最高点者が2者以上ある場合は、町内事業者を優先し、町内事業者で最高点者が2者以上ある場合は、審査員の協議により優先順位を決定する。

(2) 交渉権の移動

優先交渉権者との協議において、両社が合意に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

11 選定結果

選定結果は、候補者決定後（令和6年10月22日（火）を予定）、速やかに各参加者へ郵送により書面で通知する。

12 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本業務委託プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

(2) 業務内容

業務内容は、採択された企画提案内容を優先するが、双方の協議により、業務の詳細について追加・変更・修正を加える場合がある。

(3) 支払方法

業務完了後の一括払いとする。

13 参加者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) プrezentationを欠席した場合
- (4) 本業務委託プロポーザルに関わらず、著しく信義に反する行為等があった場合

14 その他

- (1) 企画提案書の提出は、1者1案とする。
- (2) 企画提案の提出期限を過ぎた後の、内容の追加及び修正は認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、全て参加意思表明者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書及び見積書等は、採択・不採択に関わらず返却しない。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は白石町に帰属する。
- (6) 企画提案書は、委託事業者の選定過程以外の目的で、提案者に無断で使用しない。
- (7) 本業務委託プロポーザルに係る事項について、個別の問い合わせについては、回答しない。
ただし、事務局が本業務委託プロポーザルの適切な運営に係るものと判断した場合には、
この限りではない。
- (8) 提出された書類等は、原則情報公開の対象とする。
- (9) 本要領に示す各日時は、不測の事態等により急遽変更する場合がある。変更する場合には、
必要に応じて白石町ホームページ、参加者等へ通知する。

15 事務局

本事業に関する事務局は、白石町役場 商工観光課 観光係に置く。

白石町役場 商工観光課 観光係

〒 849-1192 佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247 番地 1

T E L : 0952-84-7123

E-mail : syoukoukankou@town.shiroishi.lg.jp

別紙 しろいし町観光協会ホームページ制作等業務に係る公募型プロポーザルに係る審査基準

審査項目	細目	配点
企画内容	誰もが見やすく使いやすい、求める情報に容易に辿り着くことができる構成になっているか。	20
	本町の魅力や特色を活かし、本町らしさが伝わるホームページ制作が期待できるか。	20
	専門知識を有しない者でも容易にページを更新できる仕様になっているか。	10
セキュリティ対策	セキュリティリスクを未然に防ぐ対策を備えた、安全で安定したサイトとなっているか。	10
デザイン等	白石町の魅力が伝わるデザイン及びレタリング作成に期待ができるか	10
仕様書がない独自の提案	地域資源を含めた白石町の魅力がより広く伝わるような独自の提案がされているか。	10
実現性	履行期間内に実施完了が見込める適切なスケジュールが計画されているか。 業務遂行に必要な人員配置となっているか。	10
運用、保守の実施体制	修正や障害に早急に対応できる体制となっているか。 構築後の保守・運用体制が明確に提案されているか。	10
合 計		100